平成２９年度

第２回足立区生活保護適正実施協議会

議事録

平成２９年６月２９日

足立区役所南館８階庁議室

平成２９年度足立区生活保護適正実施協議会議事録

|  |  |
| --- | --- |
| 会議名 | 平成２９年第２回足立区生活保護適正実施協議会 |
| 開催年月日 | 平成２９年６月２９日（木） |
| 開催場所 | 足立区役所南館８階庁議室 |
| 開催時間 | 午前１０時開会～１１時３０分閉会 |
| 出欠状況 | 委員現在数　１３名  出席委員数　　９名  欠席委員数　　４名 |
| 出席者 | 中田　貢弘　　石川　義夫　　小久保　隆　　市村　智  天沼　満　　　平石　裕　　　堀内　勝　　　今井　伸幸  上遠野　葉子  計９名 |
| 関係者 | 区内４警察署代表（欠席）  元民生・児童委員協議会会長 |
| 事務局 | 福祉部足立福祉事務所長／足立福祉事務所生活保護指導課長  足立福祉事務所内６福祉課長 |
| 会議次第 | 別紙のとおり |
| 会議に付した  議題 | １　報告  ２　意見交換 |

（会議経過）

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | （開　会）  定刻となりましたので、ただ今より平成２９年第２回足立区生活保護適正実施協議会を開催いたします。  本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。  私は事務局を担当いたします、足立福祉事務所長の市川でございます。  会議に先立ちまして、新たに委員に就任されました皆さまに委嘱状の交付をさせていただきます。本来であれば、近藤区長からお渡しさせていただくところですが、公務が重なっておりますので、石川副区長から交付させていただきます。  足立区適正実施協議会施行規則第３条に基づきまして、区長の指名をもって中田様には本協議会の会長をお願いしております。副会長には同第３条２項をもって副区長にお願いしております。  それでは石川副区長、よろしくお願いいたします。 |
| 副会長 | 委嘱状、足立区生活保護適正実施協議会会長を委嘱いたします。委嘱期間、平成２９年６月１８日から平成３１年６月１７日まで。平成２９年６月１８日、足立区長、近藤　やよい。よろしくお願いいたします。 |
| 事務局 | それでは、会長から挨拶をよろしくお願いいたします。 |
| 会長 | 適正実施協議会も平成２５年に始まりまして５年目に入りました。最初の年は区長から質問をいただき、どのようにしていくのか苦労いたしました。ここまで来たのは石川副区長のアドバイスがありました。  本当に困っている方には手助けが必要ですが、そうでない方には厳しくしなくてはならないと石川副区長とよく話したものです。皆様ご存知のように昭和２３年に外国から引き揚げてきた方を引き受けてきたのが足立区です。足立区は心が広いと解釈されました。そして昭和３９年東京オリンピックの年に一斉に都営住宅で引き受けたという歴史があります。足立区は、福祉なら足立区という誤解があると思っています。三部会で取り組み、着実に取組み、結果を出してきました。こちらにいらしていただける委員の皆様には地域福祉のためにご協力いただきたいと思います。 |
| 事務局 | それでは、これから協議会に移りたいと思います。進行につきましては、副会長である石川副区長にお願いいたします。 |
| 副会長 | 一般的な協議会でございますと、会長が議長を勤めますことがほとんどですが、本協議会につきましては、会長にも活発なご意見を頂きたいということで、行政側の私が進行役を務めさせていただきます。  まず、出席数の確認をしたいと思います。  委員数１３名に対して、出席者が９名で過半数を超えておりますので、条例第６条の２により、本日の足立区生活保護適正実施協議会は成立していることをご報告させていただきたいと思います。  なお、本日は議事録作成のために、録音させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。  それでは議事に先立ちまして、会長からのごあいさつにつきましては自己紹介の際に賜りましたので、割愛させていただきたいと思います。  どうぞよろしくお願いいたします。 |
| 事務局 | それでは、本日の資料につきまして確認と説明をさせていただきます。  まず、お手元にあります「次第」でございます。本日の流れとなりますので、ご確認をお願いいたします。  続いて、「資料１　足立区生活保護適正実施協議会条例」でございます。本協議会の設置根拠となります条例になります。第１条にありますとおり、本協議会は、「足立区の生活保護における被保護者の自立支援及び適正実施を推進するため、区長の附属機関」として設置されております。区長の諮問に対する答申書をいただいておりますが、引き続き、生活保護における課題に対する調査・研究・協議などをしていただきたいと考えております。  続いて、「資料２　足立区生活保護適正実施協議会条例施行規則」でございます。本日は、同規則第４条に基づき、関係者として、アドバイザーの皆さまをお呼びしております。後ほど、名簿にてご紹介させていただきます。都議選が始まった関係で４署ともお休みになっています。  また、同規則第５条において、「協議会に部会を置くことができる」とされており、これまでと同様、就労支援部会、不正受給検討部会、医療扶助適正化部会の３つの部会を設置させていただきたいと考えております。また、同条３に基づき、名簿のとおり部会員を選任させていただいております。  続いて、「資料３　足立区生活保護適正実施協議会専門部会設置要綱」でございます。先ほど説明させていただいた部会の設置要綱になります。同要項第３条に基づき、名簿のとおり部会長を選任させていただいております。  続いて、「資料４　答申書」でございます。平成２５年１１月にいただいた答申になります。医療扶助の適性化につきましてジェネリック等の課題はございますが、おおむね内容は実現しています。さらなる自立支援および適正実施を推進するため、ご意見を頂戴いただければ幸いです。  続いて、「資料５　平成２９年度足立区生活保護適正実施協議会委員等名簿」でございます。  「資料６　平成２９年度足立福祉事務所生活保護業務実施方針」でございます。本日の報告における資料となります。後ほどくわしくご説明させていただきたいと思います。  以上で配布資料の確認を終わらせていただきます。 |
| 副会長 | それでは次に、次第の「３　平成２９年度足立福祉事務所生活保護業務実施方針について」、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 「資料６　平成２９年度足立福祉事務所生活保護業務実施方針」をご確認ください。本資料は、「組織運営と重点政策」と題し、生活保護業務を遂行するにあたり、特に重点的に取り組むべき事をとりまとめたものになります。中でも重要なものについて、ご説明させていただきます。  ６ページをご確認ください。  「世帯類型別係編成の安定運営」について、ご説明させていただきます。こちらは、「援助方針に基づく自立を促すため、ケースワーカーの担当を世帯類型別にするなど、支援の専門性の向上について検討すること」と答申を受けたものを実現したものになります。  これまでは、地区担当員は、例えば、中央本町一丁目と二丁目と地域を指定し、その地域内の受給者、約９０世帯を担当しておりました。担当地域の中には、高齢世帯、母子世帯、障害世帯、傷病世帯、その他世帯と、あらゆる世帯がおりますので、多様化する課題や年々複雑に変化する各種法令等への対応に苦慮する場面が増えてきておりました。また、高齢世帯においては、全世帯のうち５０％以上を占めており、今後も増加が予想され、その対応が課題となっておりました。  そうした現状を踏まえ、高齢世帯のみを担当する高齢世帯係と、それ以外の世帯を担当する一般世帯係とを分けることにいたしました。それにより専門知識と支援技術を向上させるとともに、事務処理の効率化を図るため、世帯類型別の係に編成する取組みを、平成２６年度から北部福祉課、平成２８年度から千住福祉課にてモデル実施しました。その結果を検証し、本年度から全福祉課において実施したものになります。  大きな業務執行体制の変化となりますので、メリットを活かしつつ、被保護者をはじめ、民生委員等の関係機関に対して、混乱が生じないよう努めてまいります。  １３ページをご確認ください。  「子どもの貧困対策」について、ご説明させていただきます。足立区の大きな取組みテーマとしております。生活保護世帯のうち小学校のお子さん約９００人、中学校で約６００人、高校で約５５０人がいます。このお子様たちの学費支援をすることで貧困からの脱却を支援したいと考えています。  まず１点目は夏休みを利用し、自宅訪問して虐待の早期発見も含め、現認を強めていきます。平成２８年度は約７５％のお子様に会うことができました。今年度は８０％を超えた実績を目指しています。  ２点目は塾代の支援でございます。昨年度までは中学校３年生は塾代が年間１５万円補助しました。この金額は２万円の塾に通うと半年程度しかいかれないため、実態として夏休みが終わってから通うお子さんが多かったです。東京都にも要望し、今年度は５万円上乗せをし、２０万円まで出せるようになりました。また大学に進学するお子さんもいらっしゃいます。この４月には大学と専門学校に進学したお子様は６５人になりました。高校３年生の３５％位の割合です。一般世帯のお子様と比べると半分くらいの割合です。この方々の応援のために通塾代以外に受験料も上限８万円まで補助しております。  ３点目が全日制への進学率向上を目指した取組みです。今年４月に高校に進学したお子様が９４.５％。そのうち全日制は７３％、定時制が２０％、通信制が７％という割合になっています。一般家庭に比べ全日制の進学率が上がらない現状があります。中退率を並行して集計しています。全日制で中退した割合は１４人生活保護世帯で高校に通っているお子さんの４％に当たります。定時制や通信制になると５％越えの１０人の中退率になります。中退した子供たちはＮＰＯにお願いし、その後の進路相談は支援しますが、どちらにも決まらない状況もみられ、何とか中退しないように支援したいと考えます。  １４ページをご確認ください。  「就労支援」について、ご説明させていただきます。  昨年度稼働年齢世帯３，４００人に支援し１，９００人就労につながったので約５５％の実績が上がっています。今後ハローワークとの協力に加え、意欲のない方への支援と生活保護者対応の雇用先を見つけていくのは課題と考えています。またアフターフォローとして寄り添い型の支援で就職したから支援終了でなく、継続的に働けるように電話をするなどの支援も必要と考えます。  中部第一福祉課及び中部第二福祉課は、就労支援専門員を介さずに地区担当員が、直接、一体化窓口（足立就職支援コーナー）を活用することで、対象者の早期の就労につなげており、実績も出ていると伺っております。  続いて１５ページをご確認ください。  「医療扶助適正化」について、ご説明させていただきます。全国的な問題でもありますが、足立区でも医療扶助費の保護費に占める割合は上がってきています。  足立区でも衛生部が健康増進検診を行っており、福祉事務所においては、直近1年間、病院にかかっていない対象者の方に健康増進検診を勧奨しております。昨年度、直近1年間、病院にかかっていない対象者のうち、７.８％の方しか健康増進検診に申込みをしていないことが分かりました。今年度は、直接、ケースワーカーが未受診者に声をかけるように依頼しました。ケースワーカーが１人ずつ声をかけるだけでも２１０人声をかけたことになります。未受診期間が長くなりますと、重症化した場合に日常生活に大きな支障が生じる可能性が高くなるとともに、医療扶助費の増加につながってしまいます。  後発医薬品（ジェネリック）の使用率について、今年度半ばには、国が推奨している目標値７５％の使用率まで実績がでると感じています。昨年度６億円の削減効果額がでております。さらなる向上を目指しリーフレット作成をしました。また医師や薬剤師に対して、医療要否意見書の書き方の説明会を開催、後発医薬品の使用状況報告をする等、医師会及び薬剤師会との連携をしてまいります。  １７ページをご確認ください。  「不正受給対応等」について、ご説明させていただきます。  「重要事項説明・確認書」の徴取についてですが、生活保護法第６１条に基づき世帯の収入について福祉事務所長に申告する義務があること、世帯主だけではなく働ける年齢の者の収入についても申告する義務があること、不実の申告があった場合は生活保護法第７８条に基づき得た収入の全額を徴収されることなどを示した確認書を、これまでは保護開始時のみ、直接、説明の上、徴収しておりましたが、今年度から保護３年を経過した被保護者に対して、改めて「重要事項説明・確認書」の内容を説明の上、徴収する取組みを始めています。これにより、不正受給の防止を図ってまいりたいと考えております。  また法第６３条による費用返還についてです。保険金などまとまった収入が保護費を受け取った後に入った場合に、受け取った保護費を返金するという仕組みですが、これにつきまして裁判が全国各地で起こされています。直近ですと、２月に、福祉事務所の計算ミスによる過払い事例について５９万円の返還を被保護者に依頼したところ、被保護者自身が納得できないとして東京地裁に裁判を起こす事件が発生いたしました。この時の裁判所の意見は、返還時の被保護者の状況を鑑みて返還方法を検討すべきであるというものでした。結果的には裁量権の逸脱ということで違法の判決になりました。返還がいけないということではなく、返還までの過程が重要ということです。裁判所は福祉事務所の意見だけではなく広く意見を聴取し、結論を出すので、一般市民の立場にたって考えていくことも大変重要と考えています。  駆け足になりましたが、説明は以上となります。 |
| 副会長 | 質疑等がございますか。なければ次に進みたいと思います。意見交換に移らせていただきますが、私は所用によりここで失礼させていただいて、事務局に進行を代わっていただきたいと思います。 |
| 事務局 | 何かご意見はございますか。 |
| アドバイザー | 不正受給について質問です。昨年度の重要事項の見直しという話が出ていましたが、字が細かいと感じます。読みにくいです。不正受給を捕まえるのでなく、受給者を少なくする検討もしてほしいです。また、今までも係長会はしているのですか。 |
| 事務局 | 回答します。重要事項についてですが、見やすく分かりやすくは意識すべきであります。文章については読み合わせをして同意をとっております。不正受給についてはあくまで予防したいという考えです。７８条の返還対応については手元にまとまったお金がない人が多く、なかなか返還されません。複数回でも返せないという人がいらっしゃいます。国は保護費の支給額の１５％が返還額の上限と定めています。ですので、額が大きくなると返金できないので額が小さいうちに指導すべきと考えています。  係長会は従来からしていますが、各福祉課での縦の係長会だけでなく全体を横につなげた係長会をしていこうと考えております。 |
| 委員 | マイナンバーの効果があと数年でもっと出てくると考えています。医療扶助適正化のなかのデータヘルス計画がどのように実現していくのか気になっています。 |
| 委員 | 医療費の切り口で見ると、国保の方含め自己負担がない方の検診割合は一般の人より高い、約１.５倍以上です。それらのデータが区や患者さんに還元できていない。区の健診実績が少ないのは普段から健診しているからという理由だと思います。このデータ共有をどうしていくかを考える必要があると医師会では話しています。  生活保護の患者様と一般の患者様を比較したときに生活保護の患者様の方が、生活が不規則で生活習慣病が多いです。お金がかからず自由に飲み食いできているからという声もあります。  一番の問題は就労支援です。６０代も今は元気です。高齢者に対する就労にも目をむけていくべきです。  福祉事務所から意見書を求められても何を書いていいのかわからない医師がいる。医者が悪いと分かっています。担当のケースワーカーも例えば具体的に「仕事ができるか書いてほしい」など指示しやすいように書いていただけるとありがたい。 |
| 事務局 | 高齢者の就労は６５歳以上でも健康で働きたい方にも目をむけていこうと考えはじめたところです。 |
| 委員 | ６５歳までは希望すれば企業は雇用しなくてはいけない法律があります。短時間勤務やワークシェアもいいと思います。我々の悩みはなぜ受給者は就労意欲がないのか、どうしたら喚起されるのか悩ましいです。 |
| 委員 | 不登校の子どもは一般世帯より生活保護受給者の世帯の方が多い印象がありますが、何か対策は考えていますか。 |
| 事務局 | 昨年度データでお子さんの不登校は休みがちの子まで入れると３００人近い人数になります。働きかけはできてもそれ以上の介入はかなり困難です。アセスメントを今後重視していきたいと考え、専門家に頼みたいと支援策を検討中です。 |
| 委員 | 子ども支援センターげんきです。３０日以上の欠席がある子供は小中合わせると１，０００人になります。先ほどの数字は高校生までということですから生活保護世帯の割合は高いと感じました。今後、力を入れ福祉事務所とも連携し取り組んでいきたいと考えています。 |
| 事務局 | 中学３年生の不登校は一番深刻と考えています。高校にかれなければ就職の幅が狭まります。高校まではいくという支援は重要課題です。 |
| 委員 | 生活保護を受給していない家庭の貧困のほうが深刻。生活保護だけでないと思う。小学校に行っていましたが、保護家庭じゃない家庭の方が、生活費がわずかである実態を見てきました。生活保護だからお金がないという意識は間違っている。お金ではなく意欲であると思います。 |
| 委員 | まず１点目。頻回受診は問題と感じます。４カ所受診している方もいます。２週間前に何が頻回受診なのかこの会議で分かったので、薬剤師会で共有しました。そういう情報がもっとほしいと思っています。  ２点目はジェネリックの使用促進です。医師も薬剤師も率先して使っています。一部生活保護受給者の方で安いから悪いと思っている人います。リーフレットも一緒に取り組んでいきたいと思っています。 |
| 会長 | 今回資料の組織運営と重点課題について、民生委員の皆様にはお配りください。また、紙はもう少し控えめに作ってください。余白ももったいないと思います。 |
| 事務局 | 民生委員さんにはケースワーカーとの懇談会で概要を説明しています。紙の使い方は改めます。 |
| アドバイザー | 世帯の把握ということで、訪問回数が定められていますが、現在の体制で行けるのでしょうか。例えばＡは年１２回以上となっていますが、厳しいのではないでしょうか。 |
| 事務局 | 世帯類型別に分けたことで一般世帯の担当数が６０から７０世帯くらいに減りました。高齢世帯は担当世帯が多くなってしまったのですが、高齢世帯は生活の安定がテーマになっていく中で、多くはＤかＣという訪問回数、就労できる世帯の場合はＣかＢ、課題がある場合はＡという類型になっています。このくらいであれば十分行けるだろうと、逆にこのくらい行かなければ、世帯把握ができないだろうと。計画的に行っていきたい。 |
| 会長 | カウントの仕方を明記できないのですか。 |
| 事務局 | 取扱基準がありそこには書かれています。  Ａケースはほとんど新規世帯です。Ｂケースは就労支援の受け入れ困難、地域トラブル、子育て母子世帯、Ｃケースはほかの支援が入っているというイメージです。 |
| 会長 | もう少しこの資料に指針を書いてほしい。 |
| 事務局 | ここに追記します。 |
| 委員 | かかりつけ薬局についてですが、進捗状況はどのようになっていますか。 |
| 委員 | かかりつけ薬局は全国で４６％の申請率です。負担金がお客さまには数十円あがります。ただ、生活保護者は自己負担がないので、活用は可能と思います。  例えば実例で５か所病院にかかっている被保護者で内科と耳鼻科からアレルギーの重複処方がある方がいました。  医師に連絡し削減できる場合もありますがそうでない場合もあるので、かかりつけ薬剤師制度を生活保護者に導入する削減効果はあります。 |
| 事務局 | ジェネリックのリーフレットにかかりつけ薬局のことも入れられればいいと考えています。 |
| 会長 | アレルギーが増えている原因は何かあるのですか。 |
| 委員 | 原因はわかっていません。６割の子どもがアレルギーを持っているといわれている。今は検査でカウントされる技術が向上したことも数字が増えているのも理由です。症状がある人の人数とはまた別であると思います。外的な刺激に対する弱さは潔癖性といわれている。高性能の石鹸をつかっている国のほうが（先進国）アレルギーが多い。洗いすぎである。またナイロンでこすって洗うのもよくない。アレルギー学会ではアレルギーの定義が細かすぎて昔と違う状況はあります。 |
| 会長 | 生活保護の子供たちがアレルギーをどれくらい持っているのか数字として知りたいと思います。学校にアレルギーと申告している子どもの数など把握してほしいです。 |
| 委員 | 食物であれば把握しやすいと思います。 |
| 事務局 | 皆さま、本日は活発なご意見ありがとうございました。今日、頂戴しましたご意見につきましては、今後、私どもの取り組みに取り入れてまいりたいと思います。  次回につきましては、またご連絡を差し上げた上で、今回のような数字も具体的にお示しをさせていただきながら、改めてご意見を頂戴する機会としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。  これにて、平成２９年度第２回足立区生活保護適正実施協議会を終了といたします。本日は、誠にありがとうございました。 |